

薬生食監発 1208 第 1 号  
令和 3 年 12 月 8 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
(公 印 省 略)

スペインから輸入されるめん羊肉等の取扱いについて

標記については、「スペインから輸入されるめん羊肉等の取扱いについて」  
(令和 2 年 1 月 15 日付け薬生食監発 0115 第 5 号) により取り扱っているところ  
です。

今般、検疫所において、MURGACA, S. A. (施設番号 10.01662/MU) から輸出  
された貨物 (山羊肉) を検査したところ、輸入条件である脊髄の除去が不十分  
であることが確認されました。

別途通知するまでは、当該施設で処理された貨物の届出があった場合には、  
輸入手続を保留の上、検疫所業務課を通じ当課まで連絡するようお願いします。

また、別途指示するまでの間、スペイン産めん羊及び山羊の肉及び臓器の輸  
入届出がなされた場合には、輸入の都度、現場検査を実施するよう願いま  
す。